

**【新型コロナウイルス関連情報】**  
**滞在許可期限のさらなる延長措置（2021年9月20日まで）**  
**（4月1日発出領事メール）**

**（ポイント）**

3月26日、アイルランド入国管理局は、4月21日から9月20日の間に期限を迎える全ての滞在許可を9月20日まで延長すると発表しました。

**（本文）**

3月26日、入国管理局(Immigration Service Delivery (ISD))は、コロナ・パンデミックによって先行きが不確かな現状を踏まえ、4月21日から9月20日の間に期限を迎える滞在許可を9月20日まで延長すると発表しました。今回は7回目の延長であり、最後の延長措置になる見込みとのことです。

これまでの6回の延長措置によって延長された滞在許可も、今回発表された延長措置の対象に含まれます。

また、最近の新型コロナウイルス感染症関連の行動制限措置により、ISDのダブリンの登録事務所(Burgh Quay Registration Office)は、今後通知があるまで引き続き閉鎖され、ダブリン地区における滞在許可の更新手続きはオンラインでのみ対応するとしています。ISDは、ダブリン地区以外での手続きは、警察署で行うよう案内しています。

在留邦人の皆様にあっては、本年9月20日以降も引き続き滞在される場合は、余裕を持って早めに必要な滞在許可申請の手続きを行うようにしてください。

※今回の延長措置の概要は、次のURLのISDウェブサイトにある「Notice 1」を参照ください。

<http://www.inis.gov.ie/en/inis/pages/registration>

※今回の延長措置の詳細は、次のURLのISDウェブサイトを参照ください。

<http://www.inis.gov.ie/en/INIS/Pages/registration-updates>

※今回の延長措置を発表するマッケンティ司法大臣の声明は次のURLの政府ウェブサイトを参照ください。

[https://merrionstreet.ie/en/news-room/news/minister\\_mcентee announces\\_further\\_temporary\\_extension\\_of\\_immigration\\_permissions11.168289.shortcut.html](https://merrionstreet.ie/en/news-room/news/minister_mcентee announces_further_temporary_extension_of_immigration_permissions11.168289.shortcut.html)

在アイルランド日本国大使館

電話番号（代表）：01-202-8300 E-mail（領事班）：[consular@ir.mofa.go.jp](mailto:consular@ir.mofa.go.jp)